

# 平成20年度末 鉄軌道駅における段差解消に向けた対応状況について

平成21年3月31日現在

事業者名	1日あたりの平均利用者が5千人以上の駅				(参考) 全駅			
	駅数 A	段差が解消されている駅		駅数	段差が解消されている駅			
		B	B/A * 100		C	C/A * 100	うち基準に適合している設備により段差が解消されている駅	
JR北海道	31	19	(61%)	19	(61%)	465	29	29
JR東日本	465	347	(75%)	347	(75%)	1,692	591	591
JR東海	84	62	(74%)	62	(74%)	399	165	94
JR西日本	290	212	(73%)	208	(72%)	1,221	454	365
JR四国	7	7	(100%)	7	(100%)	259	33	33
JR九州	67	50	(75%)	49	(73%)	558	125	103
<b>JR旅客会社6社 小計</b>	<b>944</b>	<b>697</b>	<b>(74%)</b>	<b>692</b>	<b>(73%)</b>	<b>4,594</b>	<b>1,397</b>	<b>1,215</b>
東武鉄道	110	79	(72%)	79	(72%)	195	97	89
西武鉄道	78	63	(81%)	61	(78%)	91	68	65
京成電鉄	48	35	(73%)	35	(73%)	64	37	37
京王電鉄	64	51	(80%)	51	(80%)	68	55	55
小田急電鉄	68	67	(99%)	67	(99%)	70	68	68
東京急行電鉄	87	85	(98%)	85	(98%)	88	86	86
京浜急行電鉄	70	50	(71%)	50	(71%)	71	50	50
相模鉄道	23	21	(91%)	21	(91%)	24	22	22
名古屋鉄道	79	62	(78%)	55	(70%)	272	204	163
近畿日本鉄道	119	78	(66%)	64	(54%)	327	209	98
南海電気鉄道	50	27	(54%)	25	(50%)	99	41	32
京阪電気鉄道	57	40	(70%)	38	(67%)	84	56	42
阪急電鉄	81	64	(79%)	58	(72%)	84	65	59
阪神電気鉄道	34	25	(74%)	24	(71%)	41	30	27
西日本鉄道	23	19	(83%)	16	(70%)	74	55	24
<b>大手民鉄15社 小計</b>	<b>991</b>	<b>766</b>	<b>(77%)</b>	<b>729</b>	<b>(74%)</b>	<b>1,652</b>	<b>1,143</b>	<b>917</b>
東京地下鉄	136	87	(64%)	33	(24%)	136	87	33
札幌市交通局	46	44	(96%)	32	(70%)	46	44	32
仙台市交通局	16	16	(100%)	16	(100%)	17	17	17
東京都交通局	96	75	(78%)	37	(39%)	98	76	38
横浜市交通局	38	37	(97%)	31	(82%)	40	39	33
名古屋市交通局	80	66	(83%)	65	(81%)	81	67	66
京都市交通局	29	29	(100%)	29	(100%)	31	31	31
大阪市交通局	97	95	(98%)	95	(98%)	100	98	98
神戸市交通局	20	19	(95%)	14	(70%)	25	24	19
福岡市交通局	17	17	(100%)	17	(100%)	35	35	35
<b>地下鉄10社局 小計</b>	<b>575</b>	<b>485</b>	<b>(84%)</b>	<b>369</b>	<b>(64%)</b>	<b>609</b>	<b>518</b>	<b>402</b>
<b>JR、大手民鉄、地下鉄 小計</b>	<b>2,510</b>	<b>1,948</b>	<b>(78%)</b>	<b>1,790</b>	<b>(71%)</b>	<b>6,855</b>	<b>3,058</b>	<b>2,534</b>
<b>中小民鉄、路面電車等 小計</b>	<b>306</b>	<b>245</b>	<b>(80%)</b>	<b>217</b>	<b>(71%)</b>	<b>2,616</b>	<b>1,164</b>	<b>755</b>
<b>鉄軌道全体 合計</b>	<b>2,816</b>	<b>2,193</b>	<b>(78%)</b>	<b>2,007</b>	<b>(71%)</b>	<b>9,471</b>	<b>4,222</b>	<b>3,289</b>

注) 1. 「基準」とは、公共交通移動等円滑化基準第4条をいう。

2. 「基準に適合している設備により段差が解消されている駅」とは、開閉とびらに窓があり、かご内に手すり等が設置されているエレベーターなどにより、乗降場ごとに、段差が解消された経路を1以上確保している駅をいう。
3. 「段差が解消されている駅」とは、乗降場ごとに、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路を1以上確保している駅をいう。
4. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。
5. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。
6. ( )内は、5千人以上の駅に対する割合(%)を示している。
7. 【】内は、平成19年度末の数値を示している。